交際費				
選挙連合会分担金				
事務費負担金				
払込信託等売買手数料				
雑費				
減価償却費				
（引当金繰入）				
災害補てん引当金繰入				
特別修繕引当金繰入				
（事業外費用）				
支払利息				
開発費償却				
有価証券売却損				
有価証券評価損				
償還差損				
雑損				
特別損失				
前期損益修正損				
固定資産売却損				
固定資産除却損				
固定資産評価損				
当期利益金				

○内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十五号）の施行に伴い、並びに中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令

内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一章　通則（第一条）」を「第一章　削除」に改める。

第一章を次のように改める。

第一章　削除

第一条　削除

第二条中「法第九条の二第二項」を「中小企業等協同組合法（以下「法」という。）第九条の二第二項」に改め、「第九条の九第五項」の下に「又は第八項」を加える。

第三条中「第九条の九第五項」の下に「又は第八項」を加える。

第四条中「又は第三号」を削る。

第九条中「第九条の九第五項」の下に「又は第八項」を加える。

第十条中「（法第九条の六の二」を「（同条」に改め、「第九条の九第五項」の下に「又は第八項」を加える。

第十一条第一項中「第九条の九第五項」の下に「又は第八項」を加え、同項第一号ロ中「又は第三号」を削り、同号ト中「第五十八条第一号ト」を「第十四条の三第一項第一号ト」に改め、同号ヲ中「第九条の九第一項第五号」を「第九条の九第一項第三号又は第五号」に改める。

第十二条第一号ロ中「又は第三号」を削る。

第十三条第一項中「第九条の九第五項」の下に「又は第八項」を加える。

第十四条中「第九条の七の二第一項第一号」を「第九条の七の二第一項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。次条において同じ。）」に改める。

第十四条の二を次のように改める。

（火災共済事業の認可の申請）

第十四条の二　法第九条の七の二第一項の認可を受けようとする者は、様式第五の二による申請書二通に、それぞれ次の書類を添えて提出しなければならない。

一　定款

二　火災共済規程（法第九条の七の二第二項に規定する火災共済規程をいう。以下同じ。）

三　火災共済事業（法第九条の七の二第一項に規定する火災共済事業をいう。以下同じ。）に係る三事業年度の事業計画書

四　火災共済事業に係る三事業年度の収支予算書

五　常務に従事する役員の氏名及びその経歴を記載した書面

六　火災共済規程の設定を議決した総会又は総代会の議事録又はその謄本

七　火災共済事業以外の事業に係る三事業年度の事業計画書及び収支予算書

第十四条の二の次に次の二条を加える。

（火災共済規程の記載事項）

第十四条の三　法第九条の七の二第二項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　事業の実施方法に関する事項

イ　被共済者又は共済の目的の範囲

ロ　火災等共済組合（法第九条の九第三項に規定する火災等共済組合をいう。以下同じ。）、火災等共済組合連合会（同項に規定する火災等共済組合連合会をいう。以下同じ。）又は同条第一項第三号の事業を行う協同組合連合会（以下「火災等共済組合等」と総称する。）の共済代理店の共済契約の締結の代理又は媒介に係る権限に関する事項

ハ　共済金額及び共済期間の制限